

# 世田谷区 認知症とともに生きる 希望条例

世田谷区長  
保坂 展人

## 認知症 共生する街に

9月16日  
東京新聞

### 世田谷区が条例 首都圏初制定へ

「子どもから大人まで全ての区民が、将来にわたって認知症とともに生きる意識を高める。」区には、常に本人の視点に立ち、本人や家族の意見を聴いて施策を進めることを義務付けが十五日、区議会に提出された。「家族や社会に迷惑を掛け

た。「家族や社会に迷惑を掛け、なったらおしまいだ」という考え方の抜本的転換を目指すのが特徴で、区によると同様な条例は首都圏では初めて。

二〇二五年には認知症の人は全国で約七百万人に達するとされる。同区は昨年初めから本人やその家族と意見交換するなどして準備を進めてきた。

「備え重視 画期的  
認知症施策に詳しい元厚生労働省老健局長の宮島俊彦岡山大学客員教授の話 本人の意思と権利の尊重を明記し、「予防」に触れず「備え」を重視した点、区民をパートナーと位置付け、本人を支援するサポートよりも共に歩む姿勢を明確にした点などが画期的で、他の模範となる条例だ。金融、交通機関やコンビニなど事業者を含めた社会も変わらなければならない。

条例案によると、名称は「区認知症とともに生きる希望条例」。認知症の本人を「認知症とともに生きる人」と表記した。基本理念として、①どの場所でも意思と権利が尊重され、自らの力を発揮しながら安心して暮らし続けられる②区民や事業者などは認知症を自分のことと捉え、地域に自主的・自発的にかかわり、地域共生社会を実現する」と掲げた。

「本人を理解し、支え合うパートナー」との位置付け。認知症になっても自分らしく暮らす備えとして来歴や意思を記す「私の希望ファイル」などへの取り組みに、積極参加するよう求めた。

9月16日  
東京新聞

## 希望と人権を明記

**解説** 「希望」という文字を条例名だけでなく目的、基本理念、基本的施策など全般にわたって認めた。認知症になって希望するのではなく、診断され

てもさまざまな力が残っており、尊厳と希望を持って自分らしく生きることができるといふメッセージが伝わっている。

「認知症の人は問題がある困った存在で、対策の対象者とされてきた」と、区の条例検討委員会に参加した認知症介護研究・研修東京センターの永田久美子部長(左)。それが「国民の一人として当たり前に暮らす権利があることを基本とする」ことで、日々の暮らしや医療・介護の質の向上が期待できる」という。

ちづくりの条例は神戸市や愛知県大府市などで誕生し、今年の名古屋市や滋賀県草津市にも登場した。世田谷区は認知症本人の声を聴く姿勢を賞き、認知症になる前も後も希望を持って暮らせる共生社会を、多様な分野や多世代が協働して進める条例に仕上げた。条例がある和歌山県御坊市では、銭湯がシャンプーとボディーソープの容器にそれぞれ「頭」「体」と油性ペンで書いた。これがどれかわからへん」との本人の声を受け、世の中が少し変わった。世田谷区でも条例が力になって、認知症への区民の意識と行動が変わることを強く期待したい。(編集委員・五十住和樹)

## 2019年6月 ワークショップ

### ■ 主な意見 (概要)

#### (1) 本人・家族について

- ・認知症の方が自分で決めていくことは大切だ。
- ・認知症というのが悪いことで隠そうとすることがひとつの問題ではないか。カミングアウトできない環境があると思う。

#### (2) 地域の理解、見守り

- ・認知症に対する理解がまだまだ足りない。もっと認知症のイメージを変えられないかと思う。



## 2019年11月 ワークショップ

### ■ 主な意見（概要）

#### （1）認知症の普及啓発・理解

- ・私が本人として出来ることは、今の自分を知ってもらうことで、なるべく皆さんがあつまる場所で話すようにしている。
- ・やは本人の話を聞くのが一番。

#### （2）認知症への備え

- ・認知症になる前の備えが大事。  
皆がいずれは認知症になる可能性があるということを知ってもらうことが一番いいことだと思う。

#### （3）地域共生

- ・支援と考えると人ごとになってしまうので  
サポーターから、自分ごととして捉えるパートナーという意識変革をしたい。



## 条例化にあたっての視点

①

従来の認知症観  
の転換



**希望**のある条例へ

②

認知症の本人・家  
族だけでなく  
区民全体で理解し、  
パートナーとなる条例

# 条例化にあたっての視点

③

認知症本人の  
条例制定プロセス  
への参加

④

認知症の本人  
の人権の視点

## 条例検討委員会のメンバーの認知症の人

元流通大手の経営者。  
松沢病院で認知症と診断。  
検討委員会での最初は言葉すくなでしたが、  
次第に言葉数が増え、  
この日は同じ検討会メンバー遠矢純一郎doctorに、  
自身が選んだ独り暮らしできた日々のことを楽しみに。



条例検討委員会メンバーの  
元美術の先生がつくった  
希望の木  
葉っぱに来場者が希望を書いて貼り付けるとい  
う思いつきも。。。、  
オレンジのエプロンはボランティアのしるし

# 「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」

## 第1条（目的）

この条例は、認知症とともに生きる人（以下「本人」という。）の権利が尊重され、本人を含む全ての区民が認知症とともに生きる希望を持って暮らすことができるように……

全ての区民が認知症とともに生きる意識を高め、その備えをし、もって一人ひとりがともに安心して自分らしく暮らすことができる地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

# 「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」

## 第2条（定義）

### （6）私の希望ファイル

区民が、認知症になってからも自分らしく暮らし続けるための備えとして、認知症になる前及びなった後においての生活に係る自らの思い、希望又は意思を繰り返し書き記す過程及びその文書又は記録をいう。

## 「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」 第3条（基本理念）

- （1） 本人一人ひとりが自分らしく生きる希望を持ち、どの場所で暮らしていてもその意思と権利が尊重され、本人が自らの力を発揮しながら、安心して暮らし続けることができる地域を作る。

## 「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」 第4条（区の責務）

- 2 区は、認知症施策の実施に当たり、常に本人の視点に立ち、本人及びその家族の意見を聴かなければならない。

## 世田谷区の認知症条例案の骨子

※世田谷区の資料などから作成

